

船橋市指定介護老人福祉施設入所指針

1. 目的

この指針は、介護保険制度下における指定介護老人福祉施設(以下「施設」という。)の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所の対象者

入所の対象者は、原則として船橋市民とし、介護保険法第7条第1項及び第27条に規定する要介護区分の要介護1から要介護5と認定された者で、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

3. 入所の申込み

入所の申込みは、入所申込書(第1号様式)に状況申告書(第2号様式~第4号様式)を添付して行うものとする。また必要に応じ、介護保険被保険者証、直近3ヶ月分のサービス利用票の各写しを併せて添付して行うものとする。

4. 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る委員会又は会議(以下「委員会」という。)を設置し、入所の決定等を行うものとする。
- (2) 委員会は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員等で構成する。なお、委員会には第三者(当該法人の評議員等)を加えることが望ましいものとする。
- (3) 委員会は、必要に応じ施設長が招集し、開催するものとする。
- (4) 委員会は、入所待機者名簿(以下「名簿」という。)を調製するものとする。
- (5) 委員会は、審議の内容を議事録として2年間保管しなければならない。

5. 入所待機順位の決定

入所待機順位の決定は、船橋市指定介護老人福祉施設入所者選定基準により、算定した点数が高い者から委員会の審議により順位を決定するものとする。

6. 入所者の決定

施設は、入所待機順位をもとに委員会の審議により、入所を決定するものとする。ただし、施設の専門性、男女別構成等により、入所予定者に対し、適切な介護福祉

施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由について本人及び家族に対し十分な説明を行い、同意を得るものとする。

7. 特別な理由による入所

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。ただし、この場合にあつては、施設長は事後すみやかに委員会へ報告するものとする。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託による場合
- (2) 災害等により委員会を招集する余裕のない場合
- (3) 極めて緊急性が高い等、入所することが最も適切である場合

8. その他の取扱い

- (1) 入所の意思を確認したにもかかわらず、申込者の都合により辞退があつた場合には、入所申込みの取下げがあつたものと見なし、必要に応じ改めて入所申込みを行ってもらふものとする。
- (2) 入所待機順位の見直しは原則として6ヶ月に1回とし、その他必要に応じて行うものとする。
- (3) 施設の職員及び第三者委員は、業務上知り得た個人情報等について漏洩することのないよう特に留意すること。また施設を退職、若しくは退任した後も同様とする。
- (4) 施設は、入所申込者、家族等から入所に関する説明を求められた場合、適切に対応できるようにしておくものとする。

9. 適正運用

施設は、この指針を参考に入所に係る規程を定め、適正な運営実施を行うものとする。

(施行期日)

この指針は、平成15年3月1日から施行する。

ただし、この指針の各施設における運用は、平成15年4月1日より開始するものとする。